



国海総第257号

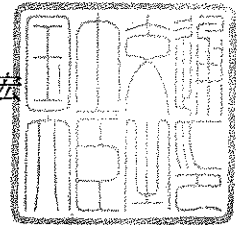
平成23年8月10日

交通政策審議会

会長 佐和隆光殿

国土交通大臣

大 畠 章 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第138号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
鶴見サンマリンタンカー株式会社	東京都港区西新橋一丁目4番7号	1
神原マリン株式会社	広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	1
光洋マリタイム株式会社	広島市南区宇品御幸三丁目4番15号	1
宮城マリンサービス株式会社	宮城県塩釜市貞山通一丁目8番35号	1
セイホ工業株式会社	大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号なにわ筋SIAビル10階	1
第一中央船舶株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目3番3号	1
乾汽船株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号	1